

日中一時支援事業の概要

さいたま市

平成22年4月

(最終改訂:令和6年4月)

日中一時支援事業の概要①

基本的な考え方

障害者等を一時的に預かる日中一時支援事業を実施することにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び障害者等の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(従来あったデイサービス・宿泊を伴わない短期入所について、平成18年10月より国の制度から除かれるため、これらの利用者が引き続き利用できるよう地域生活支援事業の中で市の事業として行なうもの)

対象者

身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者を対象とし、障害支援区分や年齢は問わない。

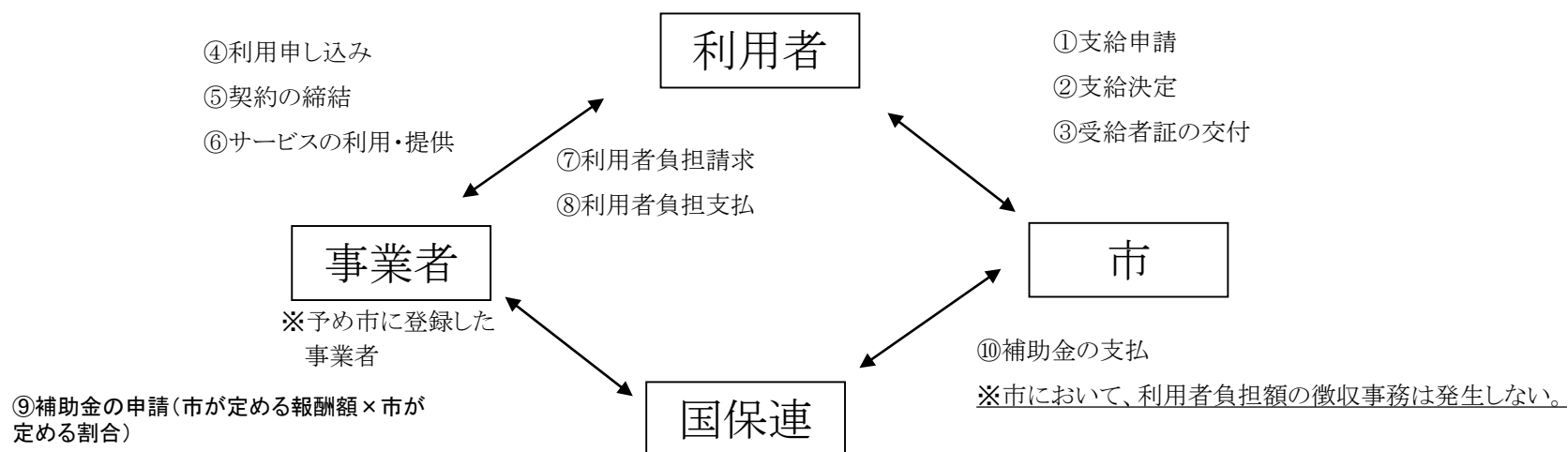
日中一時支援事業の概要②

適用順位

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス又は介護保険法に規定する介護保険サービスにおいて利用できる場合、当該サービスを優先する。

サービス提供の流れ

- 日中一時支援サービスは、利用者⇔事業者の個別の契約によるサービス利用と位置付ける。
- 市は実施要綱の基準により必要と認めた利用者のサービスの利用に対し、市の定める基準の範囲内で、事業者へ補助金の支払いを行う事業(=日中一時支援事業)を実施する。
- 請求事務については国民健康保険団体連合会(以下国保連とする)へ委託しているため、事業者は国保連へインターネットにて請求事務を行なう。(ただし、実績記録票及び上限管理結果票については紙媒体で市に直接提出する。)
- 請求額は市が定める費用の額から市が定める利用者負担額を控除した額とする。
- 市は、当該請求に基づき、国保連を通して事業所に補助金の支払いを行う。



日中一時支援事業の利用者負担について

利用者負担について

- 各報酬単位(6ページ参照) × 単位ごとの総算定日数 = 報酬基準単位
- 報酬基準単位 × 10 = 報酬基準額
- 報酬基準額 × 0.9 = 報酬額
- 利用者負担額 = 報酬基準額 - 報酬額

負担上限額について

- 1 負担上限額に関しては、さいたま市日中一時支援事業実施要綱で定める利用者負担上限額を上限とし、利用者負担上限管理事業所が障害福祉サービスと併せた上限管理を行う。
- 2 日中一時支援のみを利用する場合についても、障害福祉サービスと同様の方法で利用者負担上限月額と利用者負担額上限管理事業所を設定し上限管理を行う。

日中一時支援事業の利用方法について

利用における原則

あらかじめ利用を予定しているものについては、個別支援計画を立て、当該計画に基づき利用する。
やむを得ず緊急に利用する必要性が生じた場合は、臨時的に支給量を増やして対応し、当該利用が終了次第、すみやかに支給量を元の日数に戻す。

利用方法

- ① 区支援課において申請を行い、必要日数を算定する。
- ② 日中一時支援の支給決定をし、支給量を表示した受給者証を交付する。
- ③ 支給量の範囲において、直接事業者を利用申し込みを行い、サービスを利用する。
- ④ 臨時的に利用日数を増やす場合、区支援課に申請をし、支給日数の増量を行い、終了次第、すみやかに支給量を元の日数に戻す。

利用上限日数について

原則として各月の日数から8を差し引いた日数を上限とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

支給日数は、個々の状況を聴き取る中で個別支援計画等に基づき、真に必要な日数を積み上げ方式で決定していく。

日中一時支援事業の報酬単位数額

報酬単位

1 基本報酬

①基本(医療機関(病院・診療所)又は医療型障害児入所施設以外)

・基本利用

利用者1人に対して1日につき6時間未満 : 414単位

利用者1人に対して1日につき6時間以上 : 518単位

・日中活動系サービス・障害児通所支援との同一日利用

同一敷地内の場合 : 207単位

同一敷地外の場合 : 331単位

②医療機関(病院・診療所)又は医療型障害児入所施設により実施

・基本利用

重症心身障害者等1人に対して1日につき6時間未満 : 1,243単位

重症心身障害者等1人に対して1日につき6時間以上 : 1,864単位

・日中活動系サービス・障害児通所支援との同一日利用

同一敷地内の場合 : 622単位

同一敷地外の場合 : 994単位

2 上限額管理加算 : 155単位

3 送迎加算

送迎一回(片道) : 55単位

日中一時支援事業者について

- ①障害者総合支援法に規定する指定短期入所事業者若しくは生活介護を行うもの又は児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者等
- ②法改正前の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法の規定による短期入所又はデイサービスを実施していた事業者
- ③その他、市長が適切な日中一時支援事業の実施が可能であると認める社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う事業者

これより先は事業所向けの
ページになります。

上限額管理について①

負担上限額に関しては、さいたま市日中一時支援事業実施要綱で定める利用者負担上限額を上限とし、利用者負担上限管理事業所が障害福祉サービスと併せた上限管理を行う。

- ① 上限管理事業所が、障害福祉サービス費を先に徴収(※)し、上限に達した場合は地域生活支援事業(日中一時支援、移動支援)を行っている事業所に徴収額0円である旨の通知をする。
- ② 上限管理事業所が、障害福祉サービス費を先に徴収し上限に達しなかった場合は日中一時支援事業を行っている事業所に徴収できる金額を必ず通知する。
 - a) 障害福祉サービス費と地域生活支援事業(日中一時支援、移動支援)で、上限を超えた場合、上限管理加算がつき、地域生活支援事業における上限管理加算のコードを明細に含め請求する。
 - b) 障害福祉サービス費と地域生活支援事業で上限を超えなかった場合、通知を送る必要は生じるが、上限管理加算はつかない。

※ 費用徴収の優先順位について

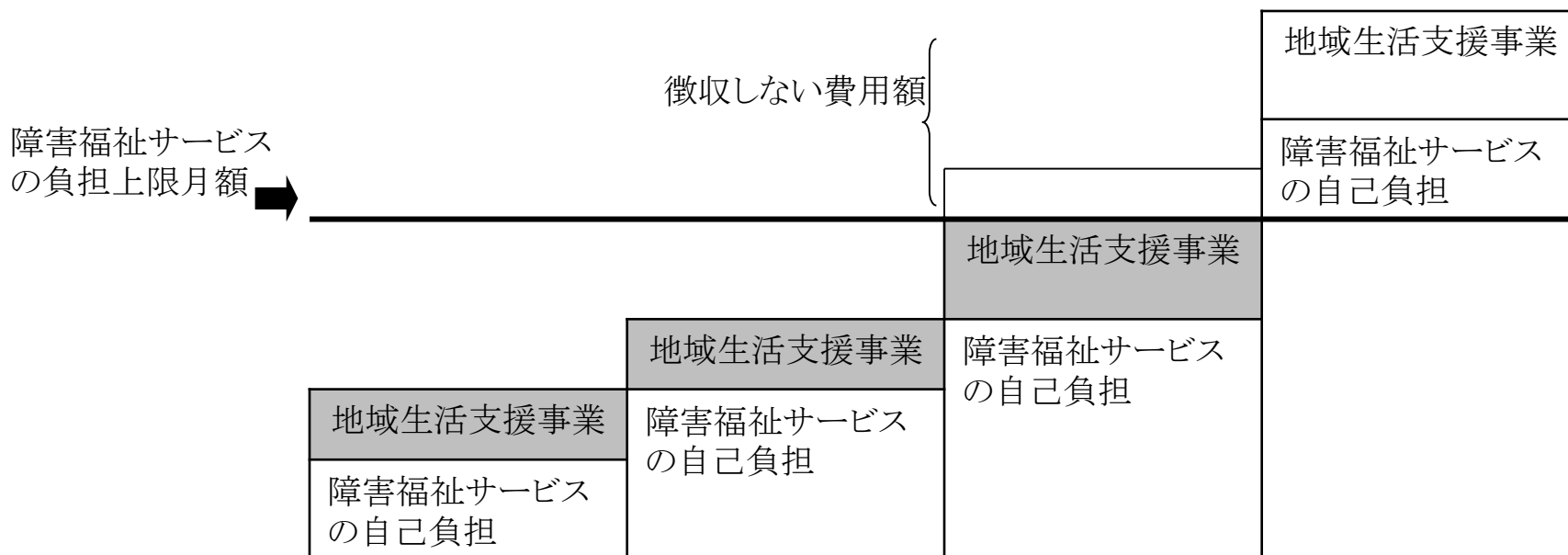
- 1番 居住系サービス
- 2番 日中活動系サービス
- 3番 訪問系サービス
- 4番 短期入所サービス
- 5番 地域生活支援事業(日中一時支援、移動支援)

上限額管理について②

地域生活支援事業(日中一時支援、移動支援)のみを利用する場合についても、障害福祉サービスと同様の方法で利用者負担上限月額と利用者負担額上限管理事業所を設定し上限管理を行う。

移動支援、日中一時支援の両方を利用していた場合、費用徴収は特に優先順位を定めないため、どちらを優先的に徴収しても差し支えない。

上限額管理について③



- 上記の図のとおり障害福祉サービス費と地域生活支援事業に要した費用の1割を併せて上限管理する。
- 先ほども述べたように、先に障害福祉サービス費を徴収し、その後地域生活支援事業に係る費用を徴収する。
- 上限管理事業者は負担上限月額の到達いかんにかかわらず地域生活支援事業者に徴収可能額を通知する。